

まちからの お知らせ

固定資産評価審査委員会委員に 郷右近重一氏

令和4年9月定例議会で同意され、固定資産評価審査委員会委員に郷右近重一氏が選任されました。

任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日までです。



郷右近重一さん
ごうこんしげかず

総務課 総務係

☎7677-2192

児童虐待防止推進講演会

●とき 11月17日(木) 午後1時30分から

●講演内容 「コロナ禍の児童虐待の
発見と対応について」

発見と対応について

●講師

仙台大学客員教授 千葉 喜久也氏

●ところ

保健福祉センター 大ホール

●申込方法

子ども家庭センターに電話

またはQRコードからお申し込みください。

●申込期限

11月10日(木)

問 子ども家庭センター

☎356-6711



防災行政無線による 情報伝達訓練を実施します

全国瞬時警報システム(Jアラート※)を用いた訓練が、全国一斉に実施されます。町では、次のとおり防災行政無線による訓練を行いますので、ご理解をお願いします。

●訓練日時

11月16日(水)午前11時頃

●訓練で行う試験放送

- ①上りチャイム音(ピン、ボン、パン、ボン)
- ②これは、「Jアラートのテストです。」
(3回繰り返し)
- ③「こちらは、防災りふ広報です。」
- ④下りチャイム音(ピン、ボン、パン、ボン)

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問 危機対策課 危機管理係

☎7677-2174

電話で聞ける 「防災情報テレホンサービス」

防災行政無線(同報系)が、気象条件等により聞き取りにくかった場合に、放送から12時間以内であれば、内容を確認することができます。

※通話料は、個人負担となります。

「テレホンサービス」 ☎356-8995

問 危機対策課 危機管理係

☎7677-2174

利府町はいかい高齢者等SOS ネットワークシステム登録について

町では高齢者等が認知症等による、はいかいで行方不明になった際に協力関係機関等に連絡し、業務に支障のない範囲での搜索活動へ協力いただき、早期発見・

保護につなげるSOSネットワークシステムを構築しております。

【対象】

次のいずれかに該当する方(要登録)

- ・利府町に住所を有する65歳以上の高齢者で、認知症等により、はいかいをしたことがある方または、はいかいの可能性がある方
- ・利府町において介護保険法に基づく要支援・要介護認定を受けている方で、はいかいをしたことがある方または、はいかいの可能性がある方(40歳以上で若年性認知症の方も含む)

問 健康推進課 長生き支援係

☎356-1334

道路で遊ぶのは危険です

子どもが道路で遊んでいる姿が見受けられます。これから冬の季節となりますが、雪等で路面が凍結し、車による滑走事故が発生しやすいため、交通事故の危険性が高くなります。

保護者の方は、子どもに繰り返し交通ルールや道路で遊ぶ危険性を教えていただき、交通事故防止にご協力願います。

問 危機対策課 生活安全係

☎7677-2174

木の伐採には届出が必要です

森林法第5条で規定されている森林(地域森林計画対象民有林)において立木を伐採する場合は、町に届出が必要になります。ただし、健全な森林の保育のための除伐等については、届出が不要になる場合がありますので、詳細は担当にご確認ください。

また、面積が1ヘクタールを超える場合は、林地開発となり、宮城県許可が必要です。

●届出者

①森林所有者

②買い受けて伐採する場合は、買受人

●届出時期

伐採しようとする日の30日前までに伐採届出書が必要です。

※受付は9日前から

問 農林水産課 農林水産係

☎7677-2191

町民交流館(ペア・パル利府) 臨時休館のお知らせ

◆11月19日(土) (館内清掃のため)

問 財務課 管財契約係

☎7677-2116

FIFAワールドカップ カタール2022パブリック ビューイングを実施します

●とき 11月27日(日)午後6時開場、
午後7時キックオフ

●ところ

イオンモール新利府南館1階
ライブスクエア

●対戦カード

日本代表 対 コスタリカ代表

●参加費 無料

●定員

150名(1組4名まで、先着順)

●申込開始日

11月1日(火)午前9時

●申込方法

町ホームページから
お申し込みください。

問 秘書政策課 秘書広報係

☎7677-2112



●日曜開庁日

11月13日(日) 午前9時～午後1時

【取り扱い窓口】 転入・転出等の手続きや、住民票等の諸証明発行、納税相談、水道開閉栓手続き等

●マイナンバーカード交付夜間臨時窓口

11月17日(木) 午後7時30分まで

マイナンバーカードの受け取り

※受け取りは、前日までのご予約の方に限ります。各種証明書等発行、住所変更等の手続きは受付できません。

●夜間納税相談窓口

11月30日(水) 午後8時まで

●今月の納期限

11月30日(水)

・国民健康保険税第6期

・後期高齢者医療保険料第5期

町営住宅および定住促進住宅入居者募集

●申込書の配布期間および配布場所

10月28日(金)から11月11日(金)まで 施設管理課住宅公園係(⑤番窓口)、総合案内で配布

●申込受付期間

11月1日(火)から11月11日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

●申込方法 受付期間内に申込書、その他必要書類を施設管理課住宅公園係まで直接提出してください(郵送不可)。**●入居日** 12月下旬から令和5年1月上旬**●募集する住宅****①葉山住宅(利府町葉山一丁目52番地1)**

部屋番号	間取	建設年	家賃(月額)	駐車場使用料(月額)	敷金・駐車場保証金
303	2LDK	平成18年	18,100~35,600円	1,500円	家賃・駐車場使用料の3ヶ月

・入居資格 次の(1)～(5)の条件をすべて満たす方が申し込みできます。

(1) 町内に住所もしくは勤務場所を有し、または新たに町内に住所を必要とする方

(2) 現に、住宅に困窮していることが明らかかな方

(3) 条例に規定する収入基準を超えない方

ア 一般階層世帯 月額所得158,000円

イ 裁量階層世帯 月額所得214,000円(小学校就学前の子を含む世帯、障害のある方を含む世帯等が該当します。)

(4) 現に同居し、または同居しようとする親族があること

(5) 暴力団員でないこと

※お一人で申し込みを希望する方や新たに町内に住所を必要とする方の別途条件等につきましては、町ホームページ、または施設管理課住宅公園係までお問い合わせください。

②葉山住宅【高齢者世話付住宅】(利府町葉山一丁目52番地1)

部屋番号	間取	建設年	家賃(月額)	駐車場使用料(月額)	敷金・駐車場保証金
501	1LDK	平成18年	14,700~29,000円	1,500円	家賃・駐車場使用料の3ヶ月

・入居資格 次の(1)～(4)の条件をすべて満たし、次のア～キのいずれかに該当する方が申し込みできます。

(1) 町内に住所もしくは勤務場所を有し、または新たに町内に住所を必要とする方

(2) 現に、住宅に困窮していることが明らかかな方

(3) 条例に規定する収入基準を超えない方

ア 一般階層世帯 月額所得158,000円

イ 裁量階層世帯 月額所得214,000円(小学校就学前の子を含む世帯、障害のある方を含む世帯等が該当します。)

(4) 暴力団員でないこと

ア 60歳以上の単身世帯

オ 障害者のみからなる世帯

イ いずれか一方が60歳以上の夫婦世帯

カ 障害者およびその配偶者のみからなる世帯

ウ 60歳以上のみからなる世帯

キ 障害者およびいずれか一方が60歳以上の夫婦のみからなる世帯

エ 障害者の単身世帯

※新たに町内に住所を必要とする方の別途条件等につきましては、町ホームページ、または施設管理課住宅公園係までお問い合わせください。

③しらかし台定住促進住宅(利府町しらかし台一丁目8番地3) 鉄筋コンクリート造 5階建(エレベーター無し)

階数・間取	募集戸数	家賃(月額)	共益費(月額)	駐車場使用料(月額)	敷金・駐車場保証金	単身入居
2階 3DK(約61㎡)	1戸	40,000円	800円	2,800円/区画	家賃・駐車場使用料の3ヶ月	不可
4階 3DK(約61㎡)	3戸	35,000円	800円	2,800円/区画	家賃・駐車場使用料の3ヶ月	不可

・入居資格 次の(1)～(4)の条件をすべて満たす方が申し込みできます。

(1) 町内に定住を希望し住居を必要としている方、または町内企業に就職するために住居を必要としている方

(2) 現に同居し、または同居しようとする親族があること

(3) 世帯の年間所得の1/12が、月額家賃の3倍以上であること

(4) 暴力団員でないこと

※入居申込書を提出しても「審査において資格を満たしていないことが確認された場合」や「申込書の内容に偽りが認められた場合」には入居することができませんのでご注意ください。

☎ 施設管理課 住宅公園係 ☎767-2121

令和4年度標語 「もしかして？」ためらわないで！189(いちはやく)

11月は児童虐待防止推進月間です

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や町の窓口にご連絡してください。

“しつけ”と“虐待”はちがいます

“しつけ”の場合

- ・子どもは自分の意見や考えを言うことができます。
- ・親は他人からの助言や社会的な規範を受けられます。

“虐待”の場合

- ・子どもは自分の意見や考えを言うことができません。
- ・親は他人からの助言を聞こうとしません。

虐待かなと思ったら…

迷わず役場などの関係機関にご連絡(通告)してください。連絡(通告)した人の秘密は法律で守られています。

▶身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、戸外に閉め出すなど、体に傷あとが残ったり、生命が危くなるようなけがをさせることなど

▶心理的虐待

子どもの存在を無視したり、言葉によるおどしや脅迫、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの前でDV(ドメスティック・バイオレンス)行為を行うことなど心に不安や恐怖を与えること

▶ネグレクト(養育の拒否・保護の怠慢)

適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても医師に診せない、家に閉じ込める、同居人による暴力を放置するなど

▶性的虐待

性的いたづらや、性的行為の強要、子どもをポルノグラフィの被写体に強要するなど

連絡・通告先

【宮城県中央児童相談所】

☎784-3583 (平日 午前8時30分から午後5時15分まで)

【児童相談所全国共通ダイヤル】

☎189 (24時間いつでもつながります)

【子ども家庭センター】

☎356-6711 (平日 午前8時30分から午後5時15分まで)※

※夜間も可。ただし、夜間の場合は守衛室に電話につながります。折り返し担当職員からご連絡いたします。

子育てに関する不安や悩みがあったら…

子育ては思うようにいかないものです。

不安や悩みを一人でかかえこまず、お気軽にご相談ください。

※20ページに掲載の「子育てナビ」をご覧ください。

児童虐待防止推進講演会を開催します
詳細は5ページのお知らせをご覧ください

☎ 子ども家庭センター ☎356-6711

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動週間」です

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許される行為ではありません。我慢しないで、信頼できる人や場所に相談しましょう。

【相談できる場所】

窓 口	連絡先	曜 日	時 間
宮城県女性相談センター	☎022-256-0965	月～金(祝日・年末年始除く)	午前8時30分～午後5時
	☎022-211-2570	月～金(祝日・年末年始除く)	午前8時30分～午後4時45分
みやぎ男女共同参画相談室	【男性相談】 ☎022-211-2557 (男性相談員による相談実施)	水(祝日・年末年始除く)	正午～午後5時
女性の人権ホットライン (仙台法務局)	☎0570-070-810 (ナビダイヤル)	月～金(祝日・年末年始除く)	午前8時30分～午後5時15分
警察への相談	☎#9110 ※または、最寄りの各警察署へ相談ください		
仙台市 「女性への暴力相談電話」	☎022-268-5145	月・水～金(祝日・年末年始除く) 火(祝日・年末年始除く)	午前9時～午後5時 午前9時～午後7時
NPO法人 ハーティ仙台	☎022-274-1885	月・水～金(祝日・年末年始除く) 火(祝日・年末年始除く)	午後1時30分～午後4時30分 午後6時30分～午後9時
子どもの人権110番 (仙台法務局)	☎0120-007-110 (フリーダイヤル)	月～金(祝日・年末年始除く)	午前8時30分～午後5時15分
利府町健康推進課 子ども家庭センター	☎022-356-6711	月～金(祝日・年末年始除く)	午前8時30分～午後5時15分

☎ 子ども家庭センター ☎356-6711

バスや鉄道等に関する住民ワークショップを開催します！

町では町民の皆さまの生活の足を確保し、外出の機会をつくるため「利府町地域公共交通計画」の策定を進めています。

地域の公共交通について、町民の皆さまからご意見やアイデアを伺うため、住民ワークショップを行いますので、是非ご参加ください。



対象地区	とき	ところ
加瀬、野中一部、野中二部	12月13日(火) 午後6時～午後7時30分	文化交流センター「リフノス」 (研修室)
しらかし台、花園、青山、青葉台、菅谷台、皆の丘、館、沢乙	12月15日(木) 午後6時～午後7時30分	しらかし台集会所夢民館 (しらかし台1丁目1-48)
町加瀬、大町、仲町、東町 ※対象地区以外の方でも参加できます	12月17日(土) 午前10時30分～正午	利府町役場 (町民交流館・研修室)
藤田、春日一部、春日二部、赤沼、浜田、須賀、葉山	12月20日(火) 午後6時～午後7時30分	文化交流センター「リフノス」 (研修室)
神谷沢、菅谷一部、菅谷二部	12月22日(木) 午後6時～午後7時30分	神谷沢コミュニティセンター (神谷沢字金沢12-36)

●参加を希望される方は、申込先まで電話、メール等でご連絡ください。

☎・📧 生活環境課 公共交通係 ☎767-2147 ✉kouyou-koutu@rifu-cho.com

イノシシにご注意ください！



近頃、町内において、イノシシの目撃情報が多数寄せられています。特に、菅谷地区、沢乙地区、神谷沢地区の山側での出没が多いです。早朝や夕方暗くなってから外出する場合には、懐中電灯や音の鳴るもの（ラジオや鈴など）を携帯するようにしましょう。

※農地の周りには、イノシシ対策として電気柵を設置しているところがあります。危険ですので近づかないように注意してください。



① イノシシの生態について

- ・本来は、警戒心が強く臆病な動物ですが、安全な場所だと認識すると住宅街であっても出没をくり返します。
- ・鼻先で土を掘り返し、草の根や球根などの植物質やイモ類、ミミズなどを主にエサとしています。

② もしイノシシに遭遇してしまったら

- ・イノシシを興奮させないように、慌てずにその場からゆっくりと離れ、屋内などの安全な場所に避難してください。
- ・無理にイノシシに対して攻撃をしたり、追いかけてはいけません。イノシシを刺激してしまうと突進してきたり、噛みつかれる可能性があります。
- ・うり坊（イノシシの子ども）を見かけた場合には、付近に親イノシシがいる可能性が高いため、近づいたり、追いかけてはいけません。

③ イノシシを寄せ付けないために

- ・エサを与える行為は絶対に行ってはいけません。人に慣れてしまい、出没をくり返す原因となります。
- ・エサとなるようなもの（野菜くずや果実など）を屋外に放置しないようにしましょう。人がゴミだと思っても、イノシシにとっては恰好のエサとなります。

☎ 農林水産課 農林水産係 ☎767-2191

もよおし



◆消費税のインボイス制度に関する説明会

税務署では、事業者の方を対象に「消費税のインボイス制度説明会」を開催します。また、説明会の開催後、希望者を対象に、登録申請手続きのサポートを行う「登録申請相談会」を行います。説明会は、事前予約制により、各回とも定員（15名）になり次第、受付を終了します。

●とき

11月30日(水)

①「主に消費税の免税事業者の方向け」

午前10時～

②「主に消費税の課税事業者の方向け」

午後1時30分～

※申込期限は、11月25日(金)までとなります。

※説明会は、一時間程度を予定しています。

●ところ

塩釜税務署 三階会議室

① 申・問 塩釜税務署 個人課税第一部門

☎36212152

② 申・問 塩釜税務署 法人課税第一部門

☎36212153